

- (5) 訪問看護に必要な材料費（保険適用外の衛生材料など）等は実費をいただく。
- (6) 看護師による付き添いが必要とされる場合の受診介助は 2,000 円をいただきます。1 時間を超えると 60 分ごとに 1,000 円
- (7) 前(5)項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第9条

通常の事業の実施地域は、別府市、日出町（一部地域）の区域とする。

（衛生管理等）

第10条

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めるものとする。
- (2) 事業所は事業所において感染症の予防、及び蔓延しないように次の号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防、及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする）をおおむね6カ月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第11条

- (1) 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等、適切に必要な処置を行うこととする。同時に管理者に報告することとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (4) 事業所は、事前に利用者の状態に応じた救急時の対応について主治医と協議しておき利用者様・御家族様に対して緊急時についての知識の普及を図ることとする。